

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 4 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区長は、国民年金事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民年金システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、区ユーザー認証(ユーザーID・生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理者等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 国民年金関係事務 |
| ②事務の概要 | <p>千代田区における国民年金事務は、国民年金法・同法施行規則・施行令等、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律・同法施行規則・施行令、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律・同法施行規則等、年金生活者支援給付金の支給に関する法律等に基づく届出の受理・報告等の法定受託事務及び年金事務に必要な情報の提供をする協力連携事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格等管理②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの送付事務 <p>《具体的な事務内容》</p> <ul style="list-style-type: none">①国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失にかかる届出の受理、確認②任意加入、特例による任意加入にかかる申出の受理、確認③付加保険料納付にかかる申出の受理、確認④氏名・住所等の変更にかかる届出受理、確認⑤基礎年金番号通知書再交付申請の受理、確認⑥国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、確認⑦国民年金保険料の法定免除の受理、確認⑧国民年金保険料の産前産後免除の受理、確認⑨老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金にかかる裁定請求、届出等の受理、確認⑩未支給年金・死亡一時金にかかる請求届出等の受理、確認⑪特別障害給付金にかかる請求届出等の受理、確認⑫20歳前障害者等の税情報の提供⑬外国人住民等の住基情報の提供⑭年金生活者支援給付金の届出受付、連名簿の内容確認 <p>上記①～⑭の受理、確認した1週間分の年金情報を、まとめて翌週日本年金機構に報告(送付)する。</p> |
| ③システムの名称 | 国民年金システム、中間サーバー、統合宛名管理システム |

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル
年金受給被保険者台帳ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表 第46の項、第128の項 |
|--------|--|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| ①実施の有無 | [実施しない] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | | |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|-------------|
| ①部署 | 保健福祉部 保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 保険年金課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|--|---|
| 請求先 | 102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課国民年金係 TEL 03-3264-2111 内線3590 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課国民年金係 TEL 03-3264-2111 内線3590 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民年金事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 | |

| 9. 監査 | |
|--|--|
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 毎年度、全職員向けに、個人情報保護・情報セキュリティに関する研修と個人番号利用事務系システムの取り扱い権限のある職員向け、マイナンバー制度及び情報連携に関する研修を実施し、受講確認を行っている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 |

